

## 鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 知事は離島・へき地医療確保，地域住民の救急医療確保等を図るため，予算の定めるところにより第 2 条に定める事業を行う市町村及びへき地医療拠点病院等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その交付については，鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年鹿児島県規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるほか，この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費，補助金額及び交付決定の下限額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業の種類，経費，これに対する補助金額及び交付決定の下限額は，別表のとおりとする。

2 前項の事業において，別表により 1 品又は 1 か所につき算出された補助金額が，交付決定の下限額に満たない設備については，交付決定を行わないものとする。

### (補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条の補助金等交付申請書は，別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別記第 1 4 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 1 5 号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（別記第 1 6 号様式）
- (4) その他参考となるべき資料

3 補助金等交付申請書の提出期限は，知事の指定する日とする。

### (交付の条件)

第 4 条 この補助金の交付の決定には，次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には，知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には，知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し，又は廃止する場合には，知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には，速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し，又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により，厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで，知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第20号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記第21号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(9)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、(5)中「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と読み替えるものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）とする。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 変更経費所要額調（別記第14号様式）
- (2) 事業変更計画書（別記第15号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（別記第16号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場

合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

第8条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前着手承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第7号様式）により通知する。

（状況報告等）

第9条 規則第11条の規定による状況報告等は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者等は、補助事業者等及び団体が、事業に着手したときは、着手報告書（別記第8号様式）を、事業が完了したときは完了報告書（別記第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を求めなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別記第17号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第18号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込）の抄本（別記第19号様式）
- (4) 契約書の写し
- (5) 完成写真又は実施状況写真
- (6) 納品書及び物品検収調書の写し
- (7) その他参考となるべき資料

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号の規定により知事が定める財産の種類は、50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具とする。

2 知事の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 へき地医療施設等設備整備費補助金交付要綱(昭和56年1月6日制定)は、廃止する。

3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年12月14日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月20日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年11月6日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年12月26日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年2月16日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成11年度分の補助金から適用する。
- 2 鹿児島県看護婦等養成所実習模型等教育資材整備費補助金交付要綱（平成11年2月25日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年3月13日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年2月7日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月11日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月19日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成13年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成14年9月26日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月29日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月9日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月28日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月8日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は令和5年度分の補助金から適用する。

別 表 (第2条関係)

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基 準 額	補 助 金 額	交付決定の下限額
	種目	内容			
へき地医療拠点病院設備整備事業	医療機器整備費	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 55,000 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 250 千円
	歯科医療機器等整備費	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費	1 か所当たり 27,500 千円		1 品につき 50 千円
へき地巡回診療車整備事業	巡回診療車	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機器購入費	1 台当たり 1,426 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じた額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
過疎地域等特定診療所設備整備事業	医療機器整備費	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に4分の3を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 50 千円



補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
休日夜間急患センター設備整備事業 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	医療機器等整備費	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	1 人口 10 万以上の場合 1 か所当たり 4,400 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては 11,000 千円を限度とする。) 2 人口 5 万以上 10 万未満の場合 1 か所当たり 3,300 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては 8,250 千円を限度とする。)	次に掲げる額のうち最も少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 33 冊
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	医療機器整備費	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器等の備品購入費	1 か所当たり 22,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は 110,000 千円を限度とする。)	次に掲げる額のうち最も少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	1 品につき 100 冊
H L A 検査センター設備整備事業 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	医療機器購入費	組織適合検査に必要な備品購入費 (検査機器、臓器保存器)	1 か所当たり 22,000 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 100 冊

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
共同利用施設設備整備事業 (ただし、一部市町村が実施するものを除く。)	共同利用高額医療機器	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器の購入費	1か所当たり 220,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1品につき 1,000千円
		共同利用施設として必要な医療機器の購入費 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	1か所当たり 220,000千円		
基幹災害拠点病院施設整備事業 (ただし市町村が実施するものを除く。)	医療機器等整備費	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	1か所当たり 32,039千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	1か所につき 100千円 (医療機器等整備費に限る。)
	緊急車両整備費	緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	1か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)		

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
地域災害拠点病院施設整備事業 (ただし市町村が実施するものを除く。)	医療機器等整備費	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	1か所当たり 19,224千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1か所につき 100千円 (医療機器等整備費に限る。)
	緊急車両整備費	緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	1か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)		
へき地患者輸送車整備事業	患者輸送車	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	(1)マイクロバスの場合 1台当たり 2,829千円  (2)ワゴン車の場合 1台当たり 1,474千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備費	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1)支援側医療機関 4,598千円 (2)依頼側医療機関 14,198千円  2 遠隔画像診断及び助言 (1)支援側医療機関 16,390千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 (ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1か所につき 150千円

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
			(2) 依頼側医療機関 14,855 千円 3 在宅患者用遠隔診療装置 8,250 千円		
へき地診療所設備整備事業	医療機器購入費	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 250 千円
死亡時画像診断システム等設備整備事業	医療機器整備費	死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180 千円 2 解剖室設備の場合 53,700 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
周産期医療施設設備整備事業	医療機器整備費	産科医療機関として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 17,035 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 100 千円

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	1台当たり 212千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—